

第8 生産農業所得の部

解 説

この部には、「生産農業所得統計」の結果から農産物の産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載しています。

1 統計の概要

(1) 統計の目的

農産物の産出額及び農業が生み出した付加価値額である生産農業所得を推計し、農業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を提供することを目的としています。

(2) 推計期間

1月1日から12月31日までの1年間です。ただし、暦年をまたいで生産される野菜、果実等は年産区分（第4 農作物の部「年産区分一覧表」を参照）としています。

また、年産単位の経常補助金については、推計期間を越えて支払われるものについても計上しています。

(3) 推計の方法

都道府県を推計単位として、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業産出額及び生産農業所得を推計した加工統計です。

推計範囲は、「生産農業所得統計における推計範囲の概念図」において矢印の推計範囲で示す日本標準産業分類に属する事業所から生産される農産物（山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種を除く。）及び加工農産物とし、推計の対象とする主な品目は「農産物の範囲」のとおりです。

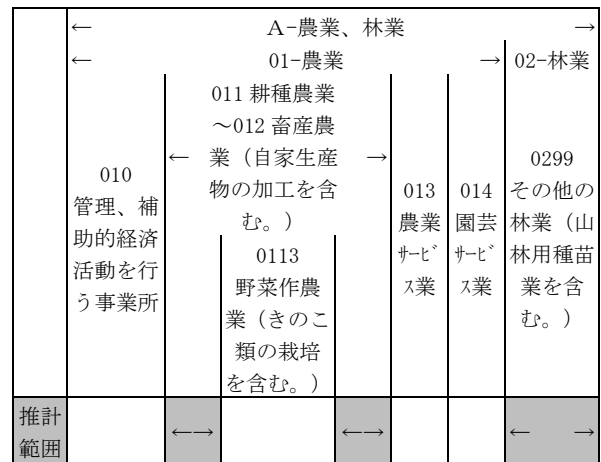
なお、都道府県別推計において個別推計の対象とした品目の範囲は、前年都道府県別農業産出額において、都道府県ごとの産出額がおおむね5,000万円以上であった農産物及び加工農産物としました。

また、都道府県別農業産出額では、中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再

び投入される農産物をいい、種子、飼料、子豚、ひな等が該当する。）のうち他都道府県へ販売されたものは推計の範囲に含めています。

これは、当該都道府県においては最終生産物として生産された中間生産物の価値を適切に当該都道府県に帰属させるためです。

生産農業所得統計における推計範囲の概念図



（表内の英数字は日本標準産業分類コードです。）

農産物の範囲

部門		品目名
耕種	米	玄米、くず米等
	麦類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等
	雑穀	そば等
	豆類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等
	いも類	かんしょ、ばれいしょ
	果菜類	スイートコーン、えだまめ（未成熟）、さやえんどう（未成熟）、そらまめ（未成熟）、さやいんげん（未成熟）、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
	葉茎菜類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
野菜		

耕 種 (続 き)	野菜 (続 き)	根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、 さといも、やまのいも、れんこん、し ょうが、くわい等
		果実	みかん、ネーブルオレンジ、なつみか ん、はっさく、いよかん、清見、ポン カン、りんご、ぶどう、なし、もも、 おうとう、びわ、うめ、かき、くり、 すもも、いちじく、パインアップル、 キウイフルーツ、ゆず、不知火（デコ ボン）等
	花 き	切り花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カー ネーション、トルコギキョウ、きん せんか、ストック、りんどう、スター チス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、 切り葉、切り枝、アルストロメリア等
		球根	チューリップ等
		鉢ものの類	シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花 木類等
		花き苗類	パンジー等
		その他花き	芝等
		工芸農作物	さとうきび、なたね、こんにゃくいも、 葉たばこ、茶（生葉）、い等
		その他作物	庭園樹苗木、街路樹苗木、山林用苗木 等、植物生長（みかん、なつみかん、 はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、 りんご、ぶどう、なし、かき、も も、おうとう、びわ、うめ、くり、茶、 桑等）
	畜 産	肉用牛	肉用牛（子牛、育成牛、肥育牛）
		乳用牛	生乳、乳牛（乳用子牛、乳廃牛）
		豚	肉豚、子豚（他都道府県へ販売したも の）
		鶏	鶏卵、ブロイラー、ひな（他都道府県 へ販売したもの）、廃鶏等
		その他畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等
		加工農産物	かんぴょう、干がき、かんしょ切干、 荒茶、畳表等

注： 農家庭先販売価格とは、農業経営体から出荷した時点における価格であり、具体的には、集出荷団体に出荷した場合には、集出荷団体からの受取価格（青果物卸売市場における卸売価格から卸売手数料等をはじめとした集出荷・販売経費を控除したもの）、直売所に委託販売した場合には、直売所における販売価格から直売所に支払う手数料、包装荷造費、運搬に要した燃料費等を控除したものです。

(2) 生産農業所得

農業生産活動によって生み出された付加価値であり、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を加算して求めたものです。

3 利用上の注意事項

主要農産物の産出額と構成割合における合計（都道府県合計）値の利用については、合計（都道府県合計）の数値は都道府県間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物が重複計上されています。したがって、合計（都道府県合計）値の利用は、全国における各地域のシェア、特化係数等の分析の基礎数値として利用するにとどめ、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした「農業総産出額」（本書未掲載）を利用してください。

2 用語の解説

(1) 農業産出額

都道府県別の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格^注（消費税を含む。）を乗じて求めたものです。

なお、生産量は、作物統計調査、畜産物流通調査等の生産量統計を基礎資料としています。が、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物の数量及び中間生産物の移出入量については、地方公共団体、卸売会社、農業団体等への情報収集により推定しました。

また、農家庭先販売価格は、地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、各種業務情報や統計情報も利用して推定しました。